

介護従事者の処遇改善を求める意見書

高齢者の生活を支える介護現場では深刻な人手不足が進んでおり、必要なのに介護支援が受けられない等の事象が増え、「介護崩壊」という言葉も生まれています。

4月22日、全国労働組合総連合会（全労連）が発表した「介護労働実態調査報告」では、介護現場に勤務する労働者のうち20代の若者の比率は「施設10.9%」「訪問1.0%」登録ヘルパーの平均年齢は58.7歳と高齢化が進んでいます。施設系事業では「1人夜勤」「16時間夜勤」など過酷な勤務により消耗し、訪問系の介護労働者は非正規雇用が圧倒的に多く、利用状況に大きく左右される不安定な収入が原因で「若い人から辞めていく」状況が続いています。調査回答では、多くの労働者が介護にやりがいを感じ「この仕事をやっていて良かった」と回答していますが、一方で賃金は全産業平均より8万円も低く「生活維持が困難」、「職場や利用者からのハラスメントについても相談できない」などの現実から「賃金が安く、仕事が辛過ぎるので辞めたい」と考えていることが明らかになっています。

国民世論や運動によって介護現場への関心が高まる中、処遇改善は徐々に進んでいますが、2019年10月より実施予定の「介護職員特定処遇改善加算」では、現場経験10年以上の職員に限った制度であり、数が限定されるうえ、若年層の介護労働者確保にはつながりにくく、人手不足の解消には直結しません。

超高齢化社会を迎えるにあたり、人材確保のため介護職員の処遇改善をおこなうには、採用時から一定の水準が確保できる介護報酬の大幅引き上げが必要です。

以上の趣旨から、下記事項について要望します。

- 1 介護従事者の賃金について、若年層からの底上げと全体的な引き上げを行うこと。
- 2、介護報酬の改善は、利用料負担を増やさず国費で賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和元年6月19日

北海道鹿追町議会議長 吉田 稔

〔提出先〕

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、
文部科学大臣、総務大臣